5　障害年金を受ける者について、厚生労働大臣が行う新型インフルエンザ予防接種を受けたことによる障害に関し、特別児童扶養手当等の支給に関する法律の規定により特別児童扶養手当、障害児福祉手当若しくは特別障害者手当が支給されるとき、国民年金法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第三十四号）附則第九十七条第一項の規定により福祉手当が支給されるとき、又は国民年金法（昭和三十四年法律第百四十一号）第三十条の四の規定による障害基礎年金が支給されるときは、障害年金の額は、前三項の規定にかかわらず、前三項の規定により算定した額から障害年金の支給期間中の各年に支給される特別児童扶養手当、障害児福祉手当若しくは特別障害者手当の額若しくは福祉手当の額又は障害基礎年金の額の百分の四十に相当する額を控除して得た額とする。

第六条中「別表に定める障害の状態にある十八歳未満の者（次条第一項において「障害児」という。）」を「障害児」に改める。

第八条第一項を次のように改める。

法第四条第四号の遺族年金（以下「遺族年金」という。）を受けることができる同号の政令で定める遺族は、次に掲げる者とする。

一　厚生労働大臣が行う新型インフルエンザ予防接種を受けたことにより死亡した者の当時その者によって生計を維持していた配偶者（届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあった者を含む。以下同じ。）、子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹

二　前号に該当しない配偶者

三　第一号に該当しない厚生労働大臣が行う新型インフルエンザ予防接種を受けたことにより死亡した者の死亡の当時その者と生計を同じくしていた子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹

第八条第二項中「当該新型インフルエンザ予防接種を受けたことにより死亡した者の死亡の当時その者によって生計を維持していた子」を「同項第一号の子」に改め、同条第三項中「第一項に規定する順序による」を「第一項各号の順序とし、同項第一号及び第三号に掲げる者のうちにあっては、それぞれ当該各号に掲げる順序とする」に改め、同条第四項ただし書を削り、同条第五項中「二百三十七万円」を「次の各号に掲げる区分に従い、当該各号に定める額」に改め、同項に次の各号を加える。

一　第一項第一号に掲げる者に支給する場合　三百三十二万円

二　第一項第二号又は第三号に掲げる者に支給する場合　二百四十九万五百円

第八条第九項を同条第十項とし、同条第八項を同条第九項とし、同条第七項を同条第八項とし、同条第六項中「前項の額」を「第五項の額（前項の規定に該当する場合には、同項の規定により算定した額）」に改め、同項を同条第七項とし、同条第五項の次に次の一項を加える。

6　前項の規定による遺族年金の額は、厚生労働大臣が行う新型インフルエンザ予防接種を受けたことにより死亡した者が障害年金の支給を受けたことがあるときは、同項の規定にかかわらず、同項に規定する額に次の表の上欄に掲げる障害年金の支給を受けた期間の区分に応じて同表の下欄に掲げる率を乗じて得た額とする。

障害年金の支給を受けた期間	率
一年未満	○・九八
一年以上三年未満	○・八九
三年以上五年未満	○・七八
五年以上七年未満	○・六七
七年以上九年未満	○・五六
九年以上十一年未満	○・四四
十一年以上十三年未満	○・三三
十三年以上十五年未満	○・二二
十五年以上十七年未満	○・一〇
十七年以上	○・〇五

第九条第一項中「その請求があった日」を「支給すべき事由が生じた日」に改める。

第十条第一項中「配偶者、子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹」を「第八条第一項各号に掲げる者」に改め、同項ただし書を削り、同条第二項中「前項」を「第八条第三項」に改め、「順序」の下に「の例」を加え、同条第三項及び第四項を次のように改める。

3　遺族一時金は、遺族年金の支給に代えてその支給を請求した場合（遺族年金を受けることができる同順位の遺族が二人以上ある場合には、遺族年金の支給を請求する者がない場合に限る。）に支給する。ただし、遺族年金の支給の決定があった者については、この限りでない。

4　遺族一時金の額は、その支給に代えて遺族一時金の支給の請求をした遺族年金について第八条第五項及び第六項の規定により算定した額に相当する額に十を乗じて得た額（同条第九項後段の規定により遺族年金を請求することができる者にあっては、当該額から当該額に厚生労働大臣が行う新型インフルエンザ予防接種を受けたことにより死亡した者に係る遺族年金が支給されている月数を百二十で除して得た率を乗じて得た額を控除して得た額）とする。

第十条第五項中「第八条第六項及び第九項」を「第八条第七項及び第十項」に改め、「第三項第一号の規定による」を削り、同項に後段として次のように加える。

この場合において、同項中「支給する遺族年金」とあるのは、「支給する遺族年金の支給に代えて支給する遺族一時金」と読み替えるものとする。

第十二条第二項中「第八条第九項」を「第八条第十項」に改める。

附則第二条から第六条までを削り、附則第一条の見出し及び条名を削る。

附　則

（施行期日）

第一条　この政令は、予防接種法及び新型インフルエンザ予防接種による健康被害の救済等に関する特別措置法の一部を改正する法律（平成二十三年法律第八十五号）附則第一条ただし書に規定する規定の施行の日（平成二十三年十月一日）から施行する。

（予防接種法施行令の一部改正に伴う経過措置）

第二条　この政令の施行の日前に支給すべき事由が生じた予防接種法による医療費については、なお従前の例による。

（新型インフルエンザ予防接種による健康被害の救済に関する特別措置法施行令の一部改正に伴う経過措置）

第三条　第二条の規定による改正後の新型インフルエンザ予防接種による健康被害の救済に関する特別措置法施行令の規定は、厚生労働大臣が行った新型インフルエンザ予防接種を受けた者に係る当該新型インフルエンザ予防接種を受けたことによる障害又は死亡について、この政令の施行の際現に新型インフルエンザ予防接種による健康被害の救済に関する特別措置法第四条第二号の障害児養育年金、同条第三号の障害年金又は同条第四号の遺族年金若しくは遺族一時金について支給の決定がされていない者について適用する。

（地方自治法施行令の一部改正）

第四条　地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）の一部を次のように改正する。

別表第一予防接種法施行令（昭和二十三年政令第百九十七号）の項第一号中「、第六条の二及び」を「及び第六条の二（法第六条第一項の規定による予防接種に係る部分に限る。）並びに」に、「第二項」を「第三項」に改め、同項第二号中「第六条第一項」の下に「又は第三項」を加える。